

民間社会福祉施設・団体職員のための退職共済金制度

東京都社会福祉協議会 従事者共済会のご案内

従事者共済会の行う事業

東京都社会福祉協議会 従事者共済会は民間の社会福祉施設・団体に働く職員の福利増進を図ることを目的として1957年に発足し、以下の事業を行っています。2025年3月現在、契約施設・団体は2,919か所、加入者数は61,297人、運用資産は約798億円（2025年3月末時価）となっています。

- ① 退職共済金の給付
- ② 貸付金事業
- ③ 加入者の福利厚生に関する事業

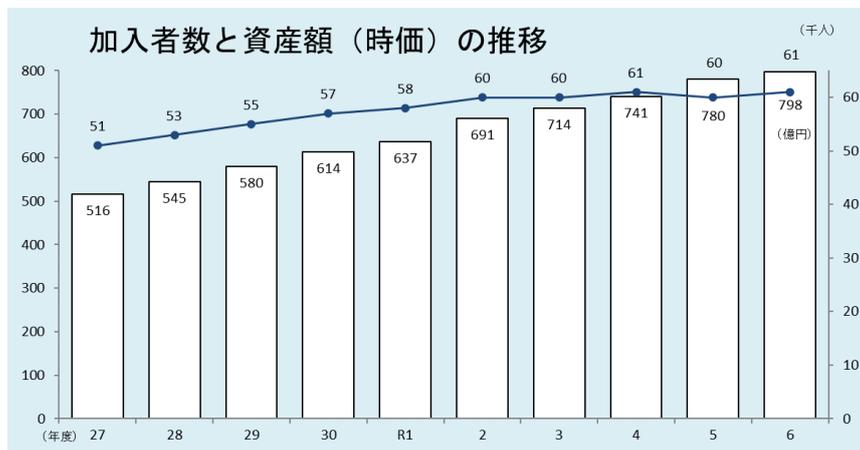
加入者の状況（2025年3月）

契約施設・団体数	2,919 か所
加入者数	61,297 人
男性	19,181 人
女性	42,116 人

退職共済金給付の状況（2024年度実績）

退職共済金給付総額	6,165,060 千円
平均給付額	969,654 円

※退職によらない退会（＝脱会）含む。



従事者共済会の加入要件等

契約対象施設・団体

東京都社会福祉協議会の会員である社会福祉施設・団体に、法人代表者が従事者共済会との契約を認めるもの（事業開始前の開設準備室からの加入も可能です）。

社会福祉法人以外の、福祉事業を行う特定非営利活動法人（NPO 法人）・団体等も契約できます。契約は施設（事業所）単位であり、法人全体での一括加入は必須ではありません。

加入対象職員

契約施設・団体に勤務する有給の役員および職員で、従事者共済会規程に基づく運営を承諾いただける方が対象です。常勤・非常勤は問いません（契約施設・団体の労働協約等によります）。

※加入期間（掛金納入期間）が1年未満で退会する場合は、退職共済金の給付はありません。

退職金としての位置づけ

加入施設・団体の退職金として従事者共済会の退職共済金制度を位置づけていただき、就業規則等への記載および適切な会計処理を行っていただくことが必要です。

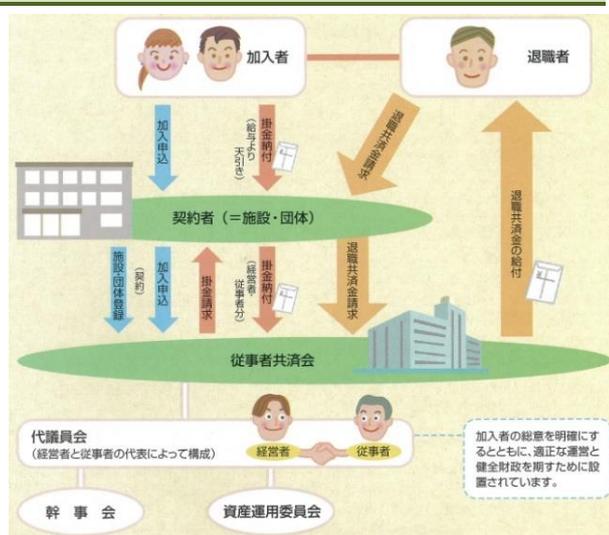
従事者共済会の運営

従事者共済会は、加入者（経営者・従事者）の代表からなる代議員会、さらに代議員から選出された幹事会により運営されています。また、幹事会のもとに資産運用委員会を設置し、資産運用の検討を行っています。事務局は東京都社会福祉協議会（福祉振興部 共済担当）が行っています。

[従事者共済会 入会・お問い合わせ]

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉振興部（共済担当）
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997

※従事者共済会の詳しいご案内は、
東京都社会福祉協議会のホームページ
(<https://www.tcsw.tvac.or.jp/kyosaikai/index.html>) をご覧ください。



掛金

- 入会金はひとり 300 円です。
- 掛金額は「標準給与月額」により定められており、契約者と加入者が毎月折半で負担します。

標準給与月額等級及び掛金月額表（抜粋）

(単位：円)

本俸月額	標準給与月額	掛金月額		
		46/1000	契約者 23/1000	加入者 23/1000
146,000 ~ 155,000 未満	150,000	6,900	3,450	3,450
155,000 ~ 165,000 未満	160,000	7,360	3,680	3,680
165,000 ~ 175,000 未満	170,000	7,820	3,910	3,910
175,000 ~ 185,000 未満	180,000	8,280	4,140	4,140
185,000 ~ 195,000 未満	190,000	8,740	4,370	4,370
195,000 ~ 210,000 未満	200,000	9,200	4,600	4,600
210,000 ~ 230,000 未満	220,000	10,120	5,060	5,060
230,000 ~ 250,000 未満	240,000	11,040	5,520	5,520
250,000 ~ 270,000 未満	260,000	11,960	5,980	5,980
270,000 ~ 290,000 未満	280,000	12,880	6,440	6,440
290,000 以上	300,000	13,800	6,900	6,900

※毎月の掛金額=「標準給与月額」×46/1000

※標準給与月額とは

- 掛金額や退職共済金の計算の基礎となるものです。
- 加入者の給与のうち、諸手当を除いた本俸月額を左表にあてはめて算定します（標準給与月額の最高額は 300,000 円です）。
- 毎年 5~7 月の本俸月額の平均額で 10 月に等級・掛金額を改定します（標準給与月額・掛金額の変更は 10 月の改定時以外はできません）。

退職共済金の給付

- 加入期間（掛金納入期間）が 1 年以上ある加入者が、退職・死亡等で退会した場合に、退職共済金が給付されます。退職共済金の算出方法は下記のとおりです。

$$\text{退職共済金額} = \text{全加入期間の平均標準給与月額} \times \text{加入期間に応じた給付率}$$

- 加入期間（掛金納入期間）が 1 年未満で退会した場合は、加入者の掛金負担分も含め、退職共済金は給付されません。
- 加入者が別の契約施設・団体へ転職した場合は、継続（転出・転入届）の手続きを行うことで加入期間を継続できる場合があります。

退職共済金給付額（例示）

*一般例であり、実際の給付額や掛金累計額はご本人の掛金や加入期間（月数）によって異なります。

*現在の制度で新規加入をされた方がこのまま制度が継続した場合のモデルです。制度については経済動向等をふまえ、必要な変更を行っています。

加入期間	給付率*1	本俸例*2	標準給与月額	給付額*3	掛金累計額*4
1年0か月	0.4760	202,900円	200,000円	95,200円	110,400円
5年0か月	2.7774	238,600円	240,000円	577,700円	574,080円
10年0か月	5.6799	281,200円	280,000円	1,295,100円	1,258,560円
15年0か月	8.6750	328,700円	300,000円	2,139,900円	2,042,400円
20年0か月	11.7653	379,000円	300,000円	3,059,000円	2,870,400円
25年0か月	14.9561	421,700円	300,000円	4,008,300円	3,698,400円
30年0か月	18.2539	440,500円	300,000円	4,989,400円	4,526,400円

*1 給付率は一か月単位で設定されています。

*2 参考：2022年度東社協参考給料表A表（その1）を使用

*3 100円未満切り上げ給付

*4 営利法人の場合、契約者掛金は損金になりません。

*5 この計算例は、5年目・10年目・15年目の昇給で標準給与月額が上がり、15年目以降は標準給与月額の最高額が継続した想定で計算されています。

労使折半のため契約者掛金は 1/2 の負担となります。

貸付金事業

- 加入期間（掛金納入期間）が 1 年以上の加入者に対して、借入申込み時点での退職共済金額に応じて最高 300 万円まで（5万円単位）の貸付を行っています。
- 返済は給与から控除され、施設・団体を通じて毎月返済いただきます。

福利厚生事業

- 従事者共済会と割引契約を結んでいる企業やレジャー施設について、加入者（会員）価格でご利用いただけます。